

非常用ディーゼル発電機に関する措置

平成23年4月9日
原子力安全・保安院

4月7日23:32頃に宮城県沖で発生した地震により東北電力東通原子力発電所1号機について、3台設置されている非常用ディーゼル発電機（以下「非常用DG」という。）が4月8日14:08において、全て動作可能ではない状態に陥った。当該事象を受け、今般、以下のとおり措置を講じる。

1. 冷温停止及び燃料交換の運転上の制限に関する保安規定の変更について

- ・ 現行保安規定において、起動、運転中又は高温停止状態の原子炉については、全て2台以上の非常用DGが求められている。他方、冷温停止中においては、非常用DGの1つが動作可能であることで足りるとされている。
- ・ 今回、原子力安全・保安院から原子力発電所を有する全ての電気事業者への指示をもって、原子炉が冷温停止中においても、各原子炉について、2台以上の非常用DGを、「必要な非常用電力系統に接続可能であり、動作可能な状態」で確保することを担保する。（保安規定の変更を求める。）
- ・ 既に、東北電力に対しては、上記の趣旨を踏まえた保安規定の変更を検討するよう、4月8日に口頭で指示したところ。
- ・ なお、直ちに上記が確保できない原子力発電所についても、先月30日に発表した緊急安全対策において、電源車の配備や消火ポンプ等全交流電源喪失時等に備えた措置を求めており、本日の指示の中で、これに直ちに着手することもあわせて求めたところ。これをもって、冷却機能に必要な非常用電源の二重の確保が担保できることとなる。

2. 東北電力東通原子力発電所の状況について

4月8日、東通原子力発電所の保安検査官事務所長を発電所に派遣し、以下を実地に確認。

- ・ 油漏れにより待機除外となっていた非常用DGは、4月9日7:00に正常な状態に復帰した。

- ・ 非常用D Gが待機除外となっていた間も、仮に外部電源が喪失した場合にも直ちに対処できるよう、電源車及び消火ポンプ車が所定の位置で待機していることを確認した。
- ・ また、消火ポンプ車及びホースの仕様が所定のものであることも確認した。
- ・ 消火ポンプによる給水については、実際に原子炉建屋の消火栓と接続し、使用済燃料プールのある建屋最上階フロアまで所定の水圧・流量で注水できることを訓練記録で確認した。